

## 第8章 在宅医療対策

## 【現状と課題】

## 現 状

- 1 プライマリ・ケアの推進
  - プライマリ・ケアを担うのは、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局が中心となります。
  - 平成25年には、平成2年に比べ、一般診療所は約1.5倍、歯科診療所は約1.3倍に増加しています。(表8-1)
  - 半田市医師会、知多郡医師会、東海市医師会では、ホームページで各種の診療情報を提供しています。
- 2 在宅医療の提供体制の整備
  - 当医療圏の在宅における要介護及び要支援者数は、平成26年度には17,749人へ増加すると推計されており、平成21年度に比べると26.4%の増加であり、今後、ますます在宅医療サービスのニーズは高まると考えられます。(表8-2)
  - 病院、診療所における医療保険、介護保険による在宅医療サービスの実施状況をみると、減少傾向にあります。(表8-3)  
在宅医療サービスの内訳は、病院、診療所では表8-4、歯科診療所では表8-5のとおりです。
  - 在宅医療の提供体制は、在宅療養支援診療所数など、在宅医療の基盤となる指標が、低い傾向にあります。(表8-6)
  - 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援診療所は、医療を必要とする高齢者や障害者が地域で安心して生活するために欠かせないものであり、平成25年10月1日現在における当医療圏の設置状況は、44か所となっています。また、歯科診療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は20か所となっています。(東海北陸厚生局)
  - かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、平成24年9月1日現在で30か所となっています。(愛知県健康福祉部)
  - 市立半田病院では、知多半島周辺のネットワーク構築をめざした、医療介護福祉のシームレ

## 課 題

- プライマリ・ケアについての地域住民への知識の普及啓発と、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及定着を推進する必要があります。
- 保健・医療・福祉における関係機関の連携による効果的なサービスを提供する必要があります。
- 在宅医療サービスの地域住民への知識の普及啓発が必要です。
- 在宅医療サービスを提供できる医療機関を増加させる必要があります。
- 自宅等で療養できるよう、さらに、在宅療養支援診療所数などのサービス提供基盤を充実させる必要があります。
- 昼夜を問わず患者の求めに応じて往診する在宅療養支援診療所と、かかりつけ医及び訪問看護ステーションなどの医療連携を図っていくことが必要です。

- スな連携を図るため、また、病院間の連携を強化し、問題提起や情報交換を行い医療連携の資質向上を図るため、病院、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護施設、薬剤師会、各市町包括支援センター、各医師会等とシームレスケア連携会を開催しています。
- 半田市医師会においては、在宅ケア推進地域連絡協議会を平成4年から開催し、保健所、半田市、訪問看護ステーション、老人保健施設、歯科医師会などの関係機関と連携して、在宅ケアを推進しています。
  - 歯科医師会（半田、東海市、知多郡）では、各市町と連携・協力してかかりつけ歯科医等により在宅歯科医療、在宅歯科衛生指導を実施し、在宅口腔ケアへ対応しています。
  - 薬剤師会（知多、西知多、美浜南知多）では、平成25年10月1日現在、在宅患者に対して、192の薬局で在宅患者訪問薬剤管理指導を実施しています。（東海北陸厚生局）
  - 当医療圏にある国立長寿医療研究センターを中核にした地域活性化委員会では、国の「地方の元気再生事業」の指定を受け、平成20年度から平成21年度まで「長寿医療の先進地を目指す地域在宅医療ネットワーク構築事業」として、大府市、東浦町を中心とする地域の医療機関、行政、NPO等と協同して、高齢者の在宅医療、生活支援、社会参加支援のための様々なプログラムを実施しました。今後、この成果を踏まえ、高齢社会に向き合う社会的つながりの強化、地域住民のQOL向上やまちづくり体制の形成を目指し検討を進めていくこととしています。
  - 大府市は地域医療再生基金を活用して在宅医療連携拠点推進事業を進め、限られた医療・介護資源をより効果的に機能させるため、多職種間の連携を進めます。また、事業の実施に当たっては国立長寿医療研究センターと連携し、専門的な知見を得ながらより効果的な事業の推進を図っていきます。
  - 歯科衛生士は平成25年4月1日現在、当医療圏内の5市1町に配置されていますが、4町には配置されていません。
  - 在宅医療のみならず、介護、福祉とも連携して包括的な体制整備を図る必要があることから、愛知県では、そのあり方を検討する「あいちの地域包括ケアを考える懇談会」を平成24年6月に設置しています。
  - 在宅における服薬指導等を一層推進するため、かかりつけ薬局の普及定着が必要です。
  - 歯科衛生士の配置を推進する必要があります。
  - 地域包括ケアの確立に向け、「医療と介護の連携」が必要です。  
また、顔の見える関係の構築、多職種連携のための仕組みづくりも必要であり、ICT活用による情報共有も望まれます。

【今後の方策】

- 在宅医療サービス、プライマリ・ケアなどに関する情報の提供に努めます。
- 在宅ケアの支援体制を整備するため、保健・医療・福祉の連携を推進します。
- 患者の求めに応じて往診する在宅療養支援診療所と、かかりつけ医及び訪問看護ステーション等の医療連携を図っていきます。

(参考図表)

表 8-1 一般診療所・歯科診療所数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 22 年	平成 25 年
一般診療所	248	264	288	326	365	375
歯科診療所	200	222	234	245	253	254

資料：病院名簿（愛知県健康福祉部）

表 8-2 要介護者等の推計

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
居 宅	14,038 人 (11.6%)	14,525 人 (11.7%)	15,029 人 (11.9%)	17,749 人 (12.5%)
施 設	3,173 人 (2.6%)	3,387 人 (2.7%)	3,610 人 (2.9%)	3,745 人 (2.6%)
計	17,211 人 (14.2%)	17,912 人 (14.4%)	18,639 人 (14.8%)	21,494 人 (15.2%)

資料：市町報告数値

( ) 内は、65 歳以上人口に占める割合

表 8-3 病院・一般診療所の在宅医療サービス実施状況

			平成 20 年	平成 23 年
医療保険による在宅医療サービス	病院	施設数	15	12
		実施率	75.0%	60.0%
	一般診療所	施設数	155	144
		実施率	44.2%	39.8%
介護保険による在宅医療サービス	病院	施設数	8	7
		実施率	40.0%	35.0%
	一般診療所	施設数	56	49
		実施率	16.0%	13.5%

資料：医療施設調査（厚生労働省）

注：実施率は、医療機関総数に対する実施施設数の割合

表 8-4 病院・一般診療所の在宅医療サービス実施状況

区 分		病院施設数		一般診療所施設数	
		施設数	実施件数	施設数	実施件数
医療保険等による	総数	12	(60.0)	144	(39.8)
	往診	3	3	86	807
	在宅患者訪問診療	4	186	81	13
	在宅患者訪問看護・指導	4	236	12	119
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	1	9	1	5
	訪問看護ステーションへの指示書の交付	5	39	11	66
	在宅見取り	-	-	54	443
介護保険による	総数	7	(35.0)	49	(13.5)
	居宅療養管理指導	3	66	43	1244
	訪問リハビリテーション	5	460	7	207
	訪問看護	6	587	9	1417

資料：資料：平成23年医療施設調査（厚生労働省）

注：「実施件数」は、平成23年9月1か月の数

( )は、実施率（医療機関総数に対する実施施設数の割合）

表 8-5 歯科診療所の在宅医療サービスの実施状況

	施設数	実施件数
総数	64	(25.4)
訪問診療(居宅)	45	505
訪問診療(施設)	41	483
訪問歯科衛生指導	17	154
居宅療養管理指導(歯科医師による)	24	341
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	13	280
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	8	57
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	4	44

資料：資料：平成23年医療施設調査（厚生労働省）

注：「実施件数」は、平成23年9月1か月の数

( )は、実施率（医療機関総数に対する実施施設数の割合）

表 8-6 在宅医療基盤の全国との比較

指標名		全国	愛知県	知多 半島	備考
在宅療養支援診療所	診療所数（人口 10 万対）	10.2	7.9	7.5	24 年 1 月診療報酬施設基準
	病床数（人口 10 万対）	25.2	13.5	17.5	
在宅療養支援病院	病院数（人口 10 万対）	0.38	0.28	0.16	24 年 1 月診療報酬施設基準
	病床数（人口 10 万対）	38.7	25.4	18.0	
在宅療養支援歯科診療所	人口 10 万対	3.17	1.87	1.95	24 年 1 月診療報酬施設基準
訪問看護ステーション数	人口 10 万対	5.09	4.57	4.54	24 年 4 月全国訪問看護事業協会調査
訪問看護ステーション従業者数	人口 10 万対	21.6	19.0	—	22 年介護サービス施設・事業所調査（保健師、助産師、看護師、准看護師、PT、OT）
24 時間体制をとっている訪問看護ステーション従業者数	保健師（人口 10 万対）	0.36	0.20	0.16	21 年介護サービス施設・事業所調査
	助産師（人口 10 万対）	0.02	0.01	0.00	
	看護師（人口 10 万対）	12.6	11.4	13.5	
	准看護師（人口 10 万対）	1.14	0.78	0.49	
	理学療法士（人口 10 万対）	1.20	1.16	0.97	
作業療法士（人口 10 万対）	0.56	0.46	0.16		
訪問薬剤管理指導の届出施設数	人口 10 万対	32.4	35.4	32.8	24 年 1 月診療報酬施設基準